

業務委託契約書 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><u>(最終改正 令和8(2026)年6月1日適用)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>業務委託契約書</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(5 調 停 人)</u></p> <p><u>[注] 発注者及び受注者が調停人をあらかじめ定める場合は、氏名等を記載するが、定めない場合は削除する。</u></p> <p>上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は別紙の設計共同体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して実施する。</p> <p><u>(A) 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。</u></p> <p><u>(B) 本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。</u></p> <p><u>[注] (A) は紙の契約書を採用する場合、(B) は電子契約を採用する場合に使用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 契約保証金の納付 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 <p><u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(最終改正 令和3(2021)年9月29日適用)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>業務請負(委託)契約書</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は別紙の設計共同体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して実施する。</p> <p><u>本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 契約保証金の納付 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 <p><u>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</u></p>	<p>タイトル改正</p> <p>追加</p> <p>(B) 追加</p> <p>第2項改正</p>

業務委託契約書 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(中略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第 35 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</u></p> <p><u>5 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第 37 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。</u></p> <p><u>6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定による率」という。）</u>を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</u></p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第 36 条 受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p><u>3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>(中略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第 35 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p><u>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</u></p> <p><u>4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第 37 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。</u></p> <p><u>5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年 2.5 パーセントの割合で計算した</u>額の遅延利息の支払いを請求することができる。</u></p> <p>(保証契約の変更)</p> <p>第 36 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p>	<p>第 2 項追加</p> <p>一部改正</p> <p>第 3 項追加</p>

業務委託契約書 新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>4</u> 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 50 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 35 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 43 条、第 44 条、第 44 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 38 条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定による率を乗じて</u>計算した額の利息を付した額を、第 42 条、第 46 条又は第 47 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 35 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第 38 条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 43 条、第 44 条、第 44 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定による率を乗じて</u>計算した額の利息を付した額を、第 42 条、第 46 条又は第 47 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 51 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。</p> <p>三 第 43 条、第 44 条又は第 44 条の 2 の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 第 43 条、第 44 条又は第 44 条の 2 の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。</p>	<p><u>3</u> 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第 50 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 35 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 43 条、第 44 条、第 44 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 38 条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年 2.5 パーセントの割合で</u>計算した額の利息を付した額を、第 42 条、第 46 条又は第 47 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 35 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第 38 条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 43 条、第 44 条、第 44 条の 2 又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年 2.5 パーセントの割合で</u>計算した額の利息を付した額を、第 42 条、第 46 条又は第 47 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 51 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 履行期間内に業務を完了することができないとき。</p> <p>二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。</p> <p>三 第 43 条、第 44 条又は第 44 条の 2 の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 第 43 条、第 44 条又は第 44 条の 2 の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。</p>	<p></p> <p>一部改正</p> <p>一部改正</p>

業務委託契約書 新旧対照表

新	旧	備考
<p>二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額とする。</p>	<p>二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額とする。</p>	<p>一部改正</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、<u>遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>一部改正</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第55条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは</p>	<p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第55条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p>	<p>一部改正</p>

業務委託契約書 新旧対照表

新	旧	備考
<p>追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>年政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて</u>計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p><u>第58条 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。)を取扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</u></p>	<p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>年2.5パーセントの割合で</u>計算した額の延滞金を徴収する。</p>	<p>一部改正</p> <p>第58条追加 以下1条繰下げ</p>